

附属書 XVI

社会経済分析

本附属書は、第 62 条(5)(a)に定める認可申請とともに、又は第 69 条(6)(b)に定める制限提案に関連して、社会経済分析 (SEA) を提出する者が、対処することのできる情報について概説する。

化学物質庁は、SEAs の作成のための指針を作成するものとする。SEAs 又はその構成部分は、第 111 条に従って、化学物質庁が定める書式で提出されなければならない。

しかし、SEA 又はその構成部分の詳細レベルや適用範囲は、認可申請者又は制限提案の場合には、利害関係者の責任とする。提出情報は、あらゆるレベルでの社会経済的影響に対処できるものとする。

SEA は以下の事項を含むことができる。

- 認可の付与又は拒否が、申請者に及ぼす影響、又は制限提案の場合には、業界（例えば製造者と輸入者）に及ぼす影響。市場及び技術の一般的傾向を考慮した、サプライチェーンの他のすべての関係者、川下使用者及び商業上の結果の点からの関連事業に及ぼす影響、即ち、投資、研究開発、技術革新、1 回限りのコスト及び運営費に対する影響（例えば法令遵守、移行措置、既存プロセスの変更、報告・監察システム、新技術の投入等）
- 認可の付与若しくは拒否又は制限提案が、消費者に及ぼす影響（例えば、製品価格、製品の組成若しくは品質又は性能の変化、製品の利用可能性、消費者の選択並びに消費者に影響が及ぶ範囲内での人の健康と環境への影響）
- 認可の付与若しくは拒否又は制限提案の社会的意味合い（例えば、職場の確保と雇用）
- 代替物質及び／又は代替技術の利用可能性、適合性と技術的実行可能性及びその結果としての経済的影響、及び該当部門における技術的变化の速度と潜在的可能性の情報（認可申請の場合には、利用可能な代替物質を使うことの社会的及び／又は経済的影響）
- 認可の付与若しくは拒否又は制限提案の貿易、競争や経済発展に及ぼすより広い意味合い（特に、SMEs に対して及び第三国に関して）（これは、地方、地域、国内又は国際面での考慮を含むことができる。）
- 制限提案の場合には、その制限提案の目的を満たすことのできる他の規制措置又は非規制措置の提案（これは、既存の法規を考慮に入れるものとする）（これは、代替のリスク管理措置に関連する有効性及びコストの評価を含むべきである。）
- 制限提案又は認可拒否の場合には、人の健康と環境に対する便益と同様にその制限提案の社会経済的な便益（例えば、労働者の健康、環境面の成果、これらの便益の分布、例えば地理的、人口集団の分布）
- また、SEA は、申請者又は利害関係者が、関連あるとみなす他のどのような問題にも対処することが可能